

正誤表

2020年版 司法試験・予備試験 逐条テキスト 2 民法

本書において下記の通り誤りがございました。

内容を訂正すると共に、読者の皆様にご迷惑をおかけしたことを、深くお詫び申し上げます。

恐れ入りますが、本正誤表をご確認の上、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

早稲田経営出版

ページ	誤	正
35	(1) 第三者による錯誤主張の可否の表 <u>(右文章(正)に差替え)</u>	<u>錯誤の効果は取消しとなったため、その主張権者は表意者又はその代理人・承継人に限られる(§120 II)。</u>
47	1. 表見代理の表 代理権消滅後の表見代理(§112 I)・法定代理の欄 <u>適用あり(大判昭2.12.24)</u>	<u>適用なし</u>
52	1. 要件 (1) 代理権の消滅 <u>代理権には法定代理権も含まれる(大判昭2.12.24)。</u> <u>司18-25</u>	<u>(削除)</u>
83	第164条(占有の中止等による取得時効の更新) 第162条の規定～奪われたときは、 <u>更新</u> する。 <u>(注：本条の「更新」は原文では「中断」のままである)</u>	第164条(占有の中止等による取得時効の中断) 第162条の規定～奪われたときは、 <u>中断</u> する。 ※原文にあわせて「中断」に修正
83	第164条～第165条 趣旨 1行目 ～取得時効が <u>更新</u> するという～	～取得時効が <u>中断</u> するという～
98	オ。「相続させる」趣旨の遺言 ～権利の取得については、登記なくして第三者に対抗することができる <u>(最判平14.6.10=百選III No.75)。</u> (理由)～権利の移転は、 <u>法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質的に異なる</u> ところはない。	～権利の取得であっても、法定相続分を超える部分については、登記なくして第三者に対抗することが <u>できない(§899の2 I)。</u> (理由)～権利の移転は、 <u>意思表示が介在し被相続人による処分性が認められる</u> 点で、遺贈と類似するものである。
143	第290条 前条の規定～行使することによって <u>更新</u> する。 <u>(注：本条の「更新」は原文では「中断」のままである)</u>	前条の規定～行使することによって <u>中断</u> する。 ※原文にあわせて「中断」に修正
168	1. 対抗要件 (1) 第三債務者に対する対抗要件 <u>※以降の5行</u>	<u>(全文削除)</u>

221	横断整理 債務不履行責任と不法行為責任 債務不履行責任・相殺の制限の欄 <u>なし</u>	<u>人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権を受働債権とする相殺は禁止される（§ 509②）</u>
221	横断整理 債務不履行責任と不法行為責任 不法行為責任・相殺の制限の欄 不法行為～禁止される（§ 509）	<u>悪意の不法行為～禁止される（§ 509①）</u>
234 235	ウ. 行為の詐害性 1行目および3行目 3. 行使方法 (1) 裁判上の行使 2行目 <u>法律行為</u>	行為
235	イ. 転得者の主観の表 受益者：善意、転得者：悪意の請求内容の欄 <u>（右文章（正）に差替え）</u>	<u>転得者に対して請求不可</u>
235	3. 行使方法 (2) 行使の相手方 2行目 <u>（大連判明 44. 3. 24＝百選ⅡNo.14）</u>	<u>（§ 424 の 7 I ①②）</u>
235	論文マテリアル タイトルおよび1行目 詐害行為取消権の要件	<u>受益者に対する詐害行為取消権の要件</u>
235	論文マテリアル 3行目～5行目 ～⑤受益者又は転得者がその行為又は転得の時に いて～⑥財産権を目的とする <u>法律行為</u> である～	～⑤受益者がその行為の時ににおいて～⑥財産権を目的とする行為である～
238	(3) 相対的取消し <u>タイトルおよび本文 5 行</u>	<u>（全文削除）</u>
239	第 426 条 趣旨 2 行目 ～特に <u>短期消滅時効</u> を定めたものである。	～特に <u>出訴期間</u> を定めたものである。
239	第 426 条 注解 タイトルおよび1行目 <u>消滅時効</u> の起算点 2 年の <u>時効</u> の起算点は～	<u>出訴期間</u> の起算点 2 年の <u>出訴期間</u> の起算点は～
244	注解 連帯債務の絶対効と相対効 他の連帯債務者 に対しても効力を生ずる・負担部分のみの欄 ～相殺（§ 439Ⅱ）★	～相殺 <u>権</u> を理由とする <u>履行拒絶</u> （§ 439Ⅱ）★
244	第 442 条 趣旨 1 行目 1 人の債務者が自己の <u>負担部分を超える</u> 弁済～	1 人の債務者が自己の <u>財産をもって</u> 弁済～
246	2. 連帯債務との比較の表 求償の欄 <u>（右文章（正）に差替え）</u> ※ <u>連帯債務・不真正連帯債務の区別なし</u>	<u>自己の負担部分を超えないで弁済した場合でも求償 できる（§ 442 I）</u>
252	2. 保証人について生じた事由（具体例） ① 履行の請求～（連帯保証を <u>除く</u> ）	① 履行の請求～（連帯保証も <u>含む</u> ）

253	要件事実 保証債務履行請求訴訟—保証人の抗弁 (§ 457 II) 抗弁 相殺 <u>〈注2〉および下記〈注2〉の文章および表</u>	<u>(全文削除)</u>
274	2. 種類 〈注3〉① 2行目 ～債務者の債務が <u>時効</u> により消滅～	～債務者の債務が <u>更改・相殺・混同</u> により消滅～
276	(2)ウの表のタイトル (2カ所) <u>利害関係を～</u>	<u>正当な利益を～</u>
282	注解 受取証書と債権証書の表 受取証書・債務の弁済と同時履行の欄 1行目 (大判昭 16.3.1)	(§ 486)
294	ウ. 法律上相殺が禁止されていることの表 受働債権とする相殺が禁止されている場合の欄 ① <u>不法行為による損害賠償請求権 (§ 509) ★</u>	① <u>悪意の不法行為による損害賠償請求権 (§ 509①、 人の生命・身体の侵害による損害賠償請求権 (§ 509 ②)</u>
298	2. 相殺の可否の表 不法行為により生じた債権 受働債権とする相殺の可否の欄 × (§ 509)	<u>悪意の不法行為</u> により生じた債権 × (§ 509①)
306	横断整理 契約の目的物(特定物)の滅失	<u>(項目および表を全文削除)</u>
309	注解 契約の成立時期の表 原則の欄 <u>(右文章(正)に差替え)</u>	<u>承諾の通知が申込者に到達したとき (§ 97 I)</u>
311	表 同時履行の関係にあるもの・判例上認められているもの の欄 ② <u>債務の弁済と受取証書の交付義務(大判昭 16.3.1)</u>	③ <u>債務の弁済と受取証書の交付義務 (§ 486)</u> ※条文上認められているもの の欄に移動
311	表 同時履行の関係にないもの の欄 ④ <u>貸借終了時～(最判昭 49.9.2=百選II No.65)</u>	④ <u>貸借終了時～ (§ 622 の 2 I ①)</u>
318	1. 債務不履行による解除の要件 〈注1〉⑥	<u>(2行を全文削除)</u>
332	1. 他人物売買の効力 (理由) <u>(右文章(正)に差替え)</u>	<u>売買契約は債権契約であり、売買の目的物が売主の 所有物でなかったとしても有効である。</u>
342	横断整理 更改と準消費貸借 準消費貸借・消滅時効期間の欄 <u>〈注1〉および下記〈注1〉の文章</u>	<u>(全文削除)</u>

356	上から4行目およびその下に追加 611条は適用されず～	① 611条1項は適用されず～ ② 残存する部分のみでは賃借人が賃借をした目的を達することができないときは、賃借人は、契約の解除をすることができる(§611II)。
364	(4) 建物明渡しとの同時履行 2行目 (最判昭49.9.2=百選II No.65)	(§622の2I①)
365	(6) 賃借権の移転 4行目 (最判昭53.12.22=百選II No.66)	(§622の2I②)
372	2. 効果 (1) 解除の範囲 2行目 (大判昭7.4.30)	(§634 前段)
376	注解 解除権の制限 3行目 (最判昭56.1.19=百選II No.71)	(§651II②)
379	第659条 趣旨 4行目(※の2行目) (商法§593)	(商法§595)
417	2. 効果 (1) 全部賠償の義務 イ. 履行の請求	<u>(タイトルおよび本文を全文削除)</u>
418	論文マテリアル 共同不法行為者間の求償権	<u>(タイトルおよび本文を全文削除)</u>
423	注解の表 客観的期間 (§724②)・期間の欄 〈注3〉および下記〈注3〉の文章	<u>(全文削除)</u>
430	1. 婚姻の取消原因の表 再婚禁止期間を経過していない (§733)・取消しの制限の欄 前婚の解消・取消日から <u>6か月</u> が経過～	前婚の解消・取消日から <u>100日</u> が経過～

※なお、2019年9月20日までに判明した上記正誤を反映した第2刷(裏表紙右下コード「209-9500-1002-26」)がございますので、第1刷(裏表紙右下コード「209-9500-1002-19」)をお持ちでご希望される方に、第2刷を送付させていただきます。ご希望の方はメールまたはご郵送にて下記の通り、ご連絡いただきますようお願い申し上げます。

メールでご連絡いただく場合は、第1刷の裏表紙もしくは奥付ページの写真とあわせて、

【書籍お送り先】 ①お名前 ②お送り先の郵便番号とご住所 ③電話番号

を記載いただき、sbook@tac-school.co.jp までご連絡いただきますようお願い申し上げます。

郵送でご連絡いただく場合は、書籍お送り先(上記①②③すべて)を明記し、あわせて書籍カバー(現物)もしくは奥付ページのコピーを同封いただきまして、下記までお送りいただきますようお願い申し上げます。

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町3-1-5 神田三崎町ビル6階

早稲田経営出版 書籍交換担当 行

弊社に届き次第、第2刷をお送りいたします(ご郵送の場合は、送付分の切手をお返しいたします)。

個人情報の取得について お預かりした個人情報は、この度の「第2刷」書籍の発送にのみ使用いたします。

